

「北九州市障害者計画」計画の体系や施策分野の見直し

(次期)北九州市障害者支援計画(案)

H30～R5(6年) ※当初計画期間から1年延長

R6～R11(6年)

基本理念

障害の有無にかかわらず、全ての市民が、互いの人格や個性を尊重しながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり
～障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現～

社会情勢 の変化

○新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

○持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

○2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

横断的視点

○当事者本位の総合的な支援
(生涯を通じた切れ目のない支援)

○障害特性等に配慮したきめ細かい支援
(一人ひとりに応じた個別的な支援)

○計画的かつ実効性のある取組みの推進

横断的視点

○地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(生涯を通じた切れ目のない支援)

○障害特性等に配慮したきめ細かい支援
(一人ひとりに応じた個別的な支援)

○障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

○計画的かつ実効性のある取組みの推進

基本目標

1 安心して暮すための支援体制の整備

(1) 生活の支援(福祉サービスの充実)

- ・意思決定支援の推進
- ・障害福祉サービスの質の向上
- ・障害のある子どもに対する支援の充実
- ・福祉用具等の普及促進

(2) 保健・医療の推進

- ・精神保健・医療の適切な提供等
- ・保健・医療の充実等
- ・保健・医療を支える人材の育成・確保
- ・難病に関する保健・医療施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

(3) 地域包括ケアシステムの構築 (地域生活支援、相談体制の充実)

- ・地域移行支援・地域生活支援の充実
- ・地域支援体制の充実
- ・地域福祉の充実
- ・障害福祉を支える人材の育成・支援

2 豊かな社会生活と自立の支援

(4) 教育の振興 (インクルーシブ教育システムの推進)

- ・インクルーシブ教育システムの推進
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

基本目標

3 人権の尊重と共生社会の実現

(10・11) 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進、虐待の防止
- ・行政等における配慮の充実
- ・広報・啓発活動の推進
- ・障害及び障害のある人に対する理解の促進
- ・ボランティア活動等の推進

(8) 情報アクセシビリティの向上 (意思疎通支援の充実)

- ・障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のアクセシビリティの向上

(7) 生活環境の整備 (障害のある人に配慮したまちづくり)

- ・住まい・住環境の整備
- ・移動しやすい環境の整備等
- ・アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- ・障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

(9) 安心・安全の実現(防災・防犯、消費者保護)

- ・防災対策の推進
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの保護

(5) 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

- ・総合的な就労支援
- ・障害者雇用の促進
- ・障害特性に応じた就労支援
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的支援の推進

(6) 芸術文化活動・スポーツ等の振興

- ・文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- ・スポーツに親しめる社会環境の整備
- ・多様な生涯学習の充実

3 人権の尊重と共生社会の実現

(7) 生活環境の整備
(障害のある人に配慮したまちづくり)

- ・住まい・住環境の整備
- ・移動しやすい環境の整備等
- ・アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- ・障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

(8) 情報アクセシビリティの向上
(意思疎通支援の充実)

- ・障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のアクセシビリティの向上

(9) 安心・安全の実現(防災・防犯、消費者保護)

- ・防災対策の推進
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの保護

(10) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進、虐待の防止
- ・行政等における配慮の充実

(11) 広報・啓発の推進
(障害のある人に対する理解の促進)

- ・広報・啓発活動の推進
- ・障害及び障害のある人に対する理解の促進
- ・ボランティア活動等の推進

1 安心して暮すための支援体制の整備

(1・3) 自立した生活の支援や意思決定支援の推進
(地域包括ケアシステムの構築)

- ・意思決定支援の推進
- ・地域支援体制の充実
- ・地域移行支援・地域生活支援の充実
- ・障害福祉サービスの質の向上
- ・障害のある子どもに対する支援の充実
- ・福祉用具等の普及促進
- ・障害福祉を支える人材の育成・支援
- ・地域福祉の充実

(2) 保健・医療の推進

- ・精神保健・医療の適切な提供等
- ・保健・医療の充実等
- ・保健・医療を支える人材の育成・確保
- ・難病に関する保健・医療施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

2 豊かな社会生活と自立の支援

(4) 教育の振興
(インクルーシブ教育システムの推進)

- ・インクルーシブ教育システムの推進
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

(5) 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

- ・総合的な就労支援
- ・障害者雇用の促進
- ・障害特性に応じた就労支援
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的支援の推進

(6) 芸術文化活動・スポーツ等の振興

- ・文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- ・スポーツに親しめる社会環境の整備
- ・多様な生涯学習の充実